



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平和・男女共同参画課） ..... 1

### 告 示

- 証紙代金収納計器の指定（税務課） ..... 9
- 証紙代金収納計器の取扱人の指定事項の変更の届出（税務課） ..... 10
- 証紙代金収納計器の取扱人の指定事項の変更の承認（税務課） ..... 10
- 土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課） ..... 10
- 民有保安林の指定の予定（森林緑地課） ..... 11
- 漁業の許可の申請期間及び起業の認可の申請期間（水産課） ..... 11
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） ..... 12
- 道路の区域の変更（道路管理課） ..... 12
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路管理課） ..... 12
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） ..... 13
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（宮古土木事務所） ..... 13

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（県民生活課） ..... 13
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（商工振興課） ..... 14
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（工業技術センター） ..... 14
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（企業立地推進課） ..... 16
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告・5件（企業立地推進課） ..... 17
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） ..... 25
- 特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部会計課） ..... 26
- 特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部地域課） ..... 26

### 訓 令

- 沖縄県副知事の担任事項を定める規程の一部を改正する訓令（行政改革推進課） ..... 26

### 公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施 ..... 27

### 収用委員会事項

- 公示による通知 ..... 29

## 規 則

沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 8月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第47号

沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年沖縄県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別記様式」を「第1号様式」に改める。

附則に次の12項を加える。

（センターの管理の特例）

3 条例附則第5項の規定によりセンターの管理を知事が行う場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条見出し	利用料金の基準額	使用料
別表	附属設備利用料金	附属設備使用料
	基準額	使用料
別表備考1	附属設備利用料金の基準額	附属設備使用料
	利用	使用
別表備考2	利用料金の基準額	使用料

（使用許可の申請）

4 条例附則第6項の規定により読み替えて適用される条例第10条第1項の規定によりセンターの施設又は附属設備（以下「施設等」という。）の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、沖縄県男女共同参画センター使用許可申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

5 前項の申請書は、ホールについては使用しようとする日の1年前の属する月の初日から30日前まで、ホール以外の施設等については使用しようとする日の3か月前の属する月の初日から使用しようとする日までの期間内に提出しなければならない。ただし、創作室及びフィットネスルームの専用使用については、使用しようとする日の3か月前の属する月の初日から使用しようとする日の前日までの期間内に提出しなければならない。

（使用許可書の交付）

6 知事は、使用許可をしたときは、沖縄県男女共同参画センター使用許可書（第3号様式。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

（使用許可の変更又は取消し）

7 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を得た事項を変更しようとするときは、沖縄県男女共同参画センター使用変更許可申請書（第4号様式）に使用許可書を添えて、知事に提出しなければならない。

8 知事は、使用の変更の許可をしたときは、沖縄県男女共同参画センター使用変更許可書（第5号様式）を使用者に交付するものとする。

9 使用者は、使用の取消しをしようとするときは、使用許可書（前項の沖縄県男女共同参画センター使用変更許可書を含む。）を添えて、沖縄県男女共同参画センター使用取消届（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（使用料の減免）

10 条例附則第6項の規定により読み替えて適用される条例第15条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるとおり減額し、又は免除するものとする。

(1) 沖縄県が使用（沖縄県が委託する男女共同参画推進事業のための使用を含む。）するとき。 免除

(2) 沖縄県以外が男女共同参画社会実現に向けての研究若しくは啓発の推進又は女性問題解決を目的として使用するとき。 2割

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めるとき。 知事の定める割合

11 条例附則第6項の規定により読み替えて適用される条例第15条の規定により使用料の減額又は免除を受

けようとする者は、沖縄県男女共同参画センター使用料減免申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

12 知事は、使用料の減額又は免除を承認したときは、沖縄県男女共同参画センター使用料減免承認書（第8号様式）を使用者に交付するものとする。

（使用料の返還）

13 条例附則第6項の規定により読み替えて適用される条例第16条ただし書に規定する特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 天災その他使用者の責めに帰すことができない事情により使用できなかったとき。 当該使用料の全額

(2) 使用者が、ホールを使用しようとする日前30日までに使用の取消しを届け出たとき。 当該使用料の5割

(3) 使用者が、ホール以外の施設等を使用しようとする日前15日までに使用の取消しを届け出たとき。 当該使用料の5割

14 条例附則第6項の規定により読み替えて適用される条例第16条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、沖縄県男女共同参画センター使用料返還申請書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

別記様式を第1号様式とし、同様式の次に次の8様式を加える。

第2号様式（附則第4項関係）

沖縄県男女共同参画センター使用許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者

住所

団体名

代表者氏名

電話番号

印

次のとおり使用したいので申請します。

催物の名称						
使用目的						
催物の内容						
使用施設	使 用 日 時					人員
ホール	準備	年	月	日 ( )	時 ~ 時	
	本使用	年	月	日 ( )	時 ~ 時	
	撤去	年	月	日 ( )	時 ~ 時	
会議室 1	年 月 日 ( ) 時 ~ 時					
会議室 2	年 月 日 ( ) 時 ~ 時					
会議室 3	年 月 日 ( ) 時 ~ 時					
特別会議室	年 月 日 ( ) 時 ~ 時					
研修室 1	年 月 日 ( ) 時 ~ 時					
研修室 2	年 月 日 ( ) 時 ~ 時					
研修室 3	年 月 日 ( ) 時 ~ 時					

創作室	年 月 日 ( )		時 ~	時		
生活実習室	年 月 日 ( )		時 ~	時		
和室 (でいごの間)	年 月 日 ( )		時 ~	時		
和室 (ゆうなの間)	年 月 日 ( )		時 ~	時		
茶室	年 月 日 ( )		時 ~	時		
フィットネスルーム	年 月 日 ( )		時 ~	時		
入場料	無料 有料 ( 円)	指定席 整理券	自由席 会員券	入場予定人員	名	
使用責任者氏名			電話番号			
	施設使用料	附属設備使用料	冷暖房使用料	超過使用料	使用料減免額	計
使用料	円	円	円	円	円	円

注1 太線の枠内は、記入しないでください。

2 使用許可後に使用の取消しを行う場合は、キャンセル料が発生しますので、十分ご注意ください。

第3号様式 (附則第6項関係)

沖縄県男女共同参画センター使用許可書

許可番号 第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事

印

年 月 日付けで申請のあった沖縄県男女共同参画センターの使用については、次のとおり許可します。

催物の名称					
使用目的					
催物の内容					
使用施設	使 用 日 時				人員
ホール	準備	年 月 日 ( )	時 ~	時	
	本使用	年 月 日 ( )	時 ~	時	
	撤去	年 月 日 ( )	時 ~	時	
会議室 1	年 月 日 ( )		時 ~	時	
会議室 2	年 月 日 ( )		時 ~	時	
会議室 3	年 月 日 ( )		時 ~	時	
特別会議室	年 月 日 ( )		時 ~	時	
研修室 1	年 月 日 ( )		時 ~	時	
研修室 2	年 月 日 ( )		時 ~	時	
研修室 3	年 月 日 ( )		時 ~	時	
創作室	年 月 日 ( )		時 ~	時	

生活実習室	年 月 日 ( ) 時 ~ 時			
和室 (でいごの間)	年 月 日 ( ) 時 ~ 時			
和室 (ゆうなの間)	年 月 日 ( ) 時 ~ 時			
茶室	年 月 日 ( ) 時 ~ 時			
フィットネスルーム	年 月 日 ( ) 時 ~ 時			
入場料	無料 有料 ( 円)	指定席 整理券	自由席 会員券	入場予定人員 名
使用料	円			
許可の条件	使用に当たっては、沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例及び沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則を遵守すること。			

第4号様式 (附則第7項関係)

沖縄県男女共同参画センター使用変更許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者

住所

団体名

代表者氏名

電話番号

印

次のとおり変更使用したいので申請します。

催物の名称			
許可年月日及び 許可番号	年 月 日	第	号
変更の理由			
変更事項	変更前		
	変更後		
使用料	納付済額	追加徴収額	変更後の額
	円	円	円
備考			

- 注1 使用許可書を添付すること。  
 2 太線の枠内は、記入しないで下さい。

第5号様式（附則第8項関係）

沖縄県男女共同参画センター使用変更許可書

年 月 日

殿

沖縄県知事

印

年 月 日付けで申請のあった沖縄県男女共同参画センターの使用変更については、次のとおり許可します。

催物の名称		
許可年月日及び 許可番号	年 月 日	第 号
変更の理由		
変更事項	変更前	
	変更後	
使用料	円	
備考		

第6号様式（附則第9項関係）

沖縄県男女共同参画センター使用取消届

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者  
 住所  
 団体名  
 代表者氏名  
 電話番号

印

次のとおり使用の取消しをしたいので届け出ます。

催物の名称				
使用目的				
許可年月日及び 許可番号	年	月	日	第 号
許可を受けた 使用期間	年	月	日 ( )	時 ~ 時
使用取消 の理由				
使用料	既納使用料	返還割合	返還額	備考
	円		円	

注1 使用許可書を添付すること。  
2 太線の枠内は、記入しないで下さい。

第7号様式（附則第11項関係）

沖縄県男女共同参画センター使用料減免申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者  
住所  
団体名  
代表者氏名  
電話番号  
印

次のとおり使用料の減額・免除を申請します。

催物の名称				
使用目的				
催物の内容				
使用期間	年	月	日 ( )	時 から

	年 月 日 ( ) 時 まで
減額・免除を申請する理由	
備考	

注 この申請書は、使用許可申請書と同時に提出すること。

第8号様式 (附則第12項関係)

沖縄県男女共同参画センター使用料減免承認書

年 月 日

殿

沖縄県知事

印

次のとおり使用料を減額・免除します。

催物の名称						
使用目的						
催物の内容						
使用期間	年 月 日 ( ) 時 から			年 月 日 ( ) 時 まで		
減額・免除	減免前の 使用料	円	減額・ 免除額	円	減免後の 使用料	円
備考						

第9号様式 (附則第14項関係)

沖縄県男女共同参画センター使用料返還申請書



年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者  
住所  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

印

次のとおり使用料の返還を申請します。

催物の名称			
許可年月日及び 許可番号	年 月 日	第	号
使用期間	年 月 日 ( )	時	から
	年 月 日 ( )	時	まで
返還申請 の理由			
既納使用料	円	返還申請額	円
備考			

注 使用料領収書を添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第10項及び第13項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

告 示

沖縄県告示第419号

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則（昭和51年沖縄県規則第35号）第2条第1項の規定により、証紙代金収納計器を次のとおり指定した。

平成24年8月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

証紙代金収納計器の名称	型式	計器番号	指定年月日
-------------	----	------	-------

ハスラー計器	S337/F325C型	沖縄013	平成21年6月8日
日清紡ポスタルケミカル証紙代金収納計器	SH-2010型	沖縄014	平成24年8月15日
日清紡ポスタルケミカル証紙代金収納計器	SH-2010型	沖縄015	平成24年8月15日

沖縄県告示第420号

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則（昭和51年沖縄県規則第35号）第10条第1項の規定により、証紙代金収納計器の取扱人から次のとおり指定事項に変更があった旨の届出があった。

平成24年8月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 届出があった証紙代金収納計器の取扱人

- (1) 主たる事務所の所在地 浦添市字港川512番地の4
- (2) 名称 一般財団法人沖縄県自動車標板協会

2 届出があった事項

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
名称	財団法人沖縄県陸運協力会	一般財団法人沖縄県自動車標板協会	平成24年4月1日

沖縄県告示第421号

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則（昭和51年沖縄県規則第35号）第10条第4項の規定により、昭和59年沖縄県告示第301号で告示した証紙代金収納計器の取扱人に係る指定事項の変更を次のとおり承認した。

平成24年8月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 変更承認に係る証紙代金収納計器の取扱人

- (1) 主たる事務所の所在地 浦添市字港川512番地の4
- (2) 名称 一般財団法人沖縄県自動車標板協会

2 変更承認に係る事項

(1) 変更前

証紙代金収納計器の取扱場所	証紙代金収納計器の名称、型式及び計器番号
浦添市字港川500番地の10	ハスラー計器 F88型 沖縄008 ハスラー計器 S337/F325A型 沖縄011
宮古島市平良字下里1037番地の1	ハスラー計器 F88型 沖縄009 ハスラー計器 S337/F325A型 沖縄012

(2) 変更後

証紙代金収納計器の取扱場所	証紙代金収納計器の名称、型式及び計器番号
浦添市字港川500番地の10	ハスラー計器 F88型 沖縄008 ハスラー計器 S337/F325A型 沖縄011 日清紡ポスタルケミカル証紙代金収納計器 SH-2010型 沖縄014
宮古島市平良字下里1037番地の1	ハスラー計器 F88型 沖縄009 ハスラー計器 S337/F325A型 沖縄012 日清紡ポスタルケミカル証紙代金収納計器 SH-2010型 沖縄015

3 変更の年月日 平成24年8月15日

沖縄県告示第422号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり竹富町土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成24年 8月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

氏名	住所
西大舛高旬	竹富町字南風見201番地の152
勝連隆生	竹富町字波照間3029番地
小橋川隆一	竹富町字南風見508番地の26
平良章	竹富町字南風見仲29番地の27
慶田本長正	竹富町字南風見仲36番地の16
津嘉山彦	竹富町字上原397番地の1
池村英勝	竹富町字上原10番地の158
大嶺健	竹富町字波照間733番地
崎山真純	竹富町字波照間5243番地
新川登	竹富町字波照間2866番地
前盛勝市	竹富町字波照間614番地
川満栄長	竹富町字上原10番地の448

沖縄県告示第423号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成24年 8月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定予定保安林の所在場所 石垣市字伊原間カンニン原250番5、250番6（次の図に示す部分に限る。）、250番9、250番10
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第424号

沖縄県漁業調整規則（昭和47年沖縄県規則第143号）第6条第2項（同規則第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、いるか漁業の許可の申請期間及び起業の認可の申請期間を平成24年9月1日から同月15日までと定めた。

平成24年 8月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第425号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成24年 8月24日

沖縄県文化観光スポーツ部長 平 田 大 一

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者  
文化の杜共同企業体  
代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜  
那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社  
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業

3 観覧料を承認した期間 平成24年9月11日から同年11月4日まで

4 観覧料の額

企画展「山田實展 人と時の往来—写真でつづるオキナワ」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	800円	640円
	大学生及び高校生	500円	400円
	中学生及び小学生	300円	240円

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成24年8月24日から同年9月6日まで一般の縦覧に供する。

平成24年 8月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 国頭東線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	東村字川田1103番7から 東村字川田1104番1まで	14.0m ～ 23.7m	73.3m
新	東村字川田1103番7から 東村字川田1104番1まで	11.7m ～ 18.5m	73.3m

沖縄県告示第427号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝

を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成24年8月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 11号線
- 3 区間 豊見城市字高安601番1から同市字真玉橋282番8まで

#### 沖縄県告示第428号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年8月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市伊良部字伊良部
- 2 公共測量を実施する期間 平成24年8月24日から平成25年1月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（平良下地島空港線乗瀬橋予備設計業務委託）

#### 沖縄県告示第429号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成24年8月24日

沖縄県宮古土木事務所長 下 里 和 彦

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成24年7月31日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字下里東大原1167番5、1167番8、1167番9、1167番14、1167番15及び1168番4
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 68.72メートル
  - (2) 幅員 5.83メートル～6.29メートル

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年9月18日まで縦覧に供する。

平成24年8月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年7月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あすなる福祉会
- 3 代表者の氏名 又吉利幸
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県島尻郡与那原町字与那原3861番地仲里アパート101
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がいのある成人及び児童生徒に対し、創作活動又は生産活動の場を提供し、社会参加を促進する。又、障がいのある人たちが地域で普通に暮らしていくために必要なサービスを提供し、障がい者の社会との交流と地域生活を支援することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年9月24日まで縦覧に供する。

平成24年8月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年7月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人心優
- 3 代表者の氏名 玉城拓也
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県糸満市西崎一丁目27番5号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、障がい者、その家族に対して日常生活上の支援活動としての福祉サービスを提供し、社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年8月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 沖縄アウトレットモールあしびなー 豊見城市字豊崎1番地188
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目14番4号 代表取締役 福島長男、大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 代表取締役 森田俊作
- 3 法第8条第1項の規定による豊見城市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成24年8月24日から同年9月24日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成24年8月24日

沖縄県工業技術センター所長 比 嘉 眞 嗣

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する物品等の名称及び数量 マシニングセンター 一式
  - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入の期限 平成25年2月28日（木曜日）
  - (4) 納入の場所 沖縄県工業技術センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。
  - (2) 購入物品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
  - (1) 期間 平成24年8月24日（金曜日）から同年9月20日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
  - (2) 場所 沖縄県工業技術センター 〒904-2234 うるま市字州崎12番2 電話番号098-929-0111
- 4 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 平成24年10月4日（木曜日）午後2時
  - (2) 場所 沖縄県工業技術センター
- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに4(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成24年8月24日（金曜日）から同年9月20日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県工業技術センター
- 8 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県工業技術センター
  - (2) 場所 〒904-2234 うるま市字州崎12番2
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 平成24年10月2日（火曜日）午後5時  
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県工業技術センターに提出すること。
  - (3) 最低制限価格 設定しない。
  - (4) その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 12 Summary
- (1) ITEMS TO BE PURCHASED AND QUANTITY :  
Double Column Machining Centers 1 System
  - (2) DEADLINE FOR DELIVERY : February 28, 2013
  - (3) OPENING OF BIDS : October 4, 2012, 2:00 p.m.
  - (4) POINT OF CONTACT : Okinawa Industrial Technology Center, 12-2 Suzaki, Uruma City, Okinawa, Japan, 904-2234  
Telephone : 098-929-0111

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成24年8月24日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

- 1 調達する物品等の種類 国際物流拠点産業集積地域高度技術製造業賃貸工場に整備する機器（マシニングセンタ、CNC旋盤、炭酸ガスレーザー加工機等の工作機器類及び周辺機器（以下「高度技術賃貸工場に整備する機器」という。））
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - (1) 営業年数が平成24年4月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあっては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配布場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県商工労働部企業立地推進課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2770
  - (3) 申請書等の受付期間 平成24年9月3日（月曜日）から同月14日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語
    - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 資格審査結果は、郵送により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成25年3月31日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
  - (4) 使用印鑑
  - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
  - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
  - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
  - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する高度技術賃貸工場に整備する機器に係る一般競争入札に限り、適用する。



沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成24年8月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 国際物流拠点産業集積地域高度技術製造業賃貸工場（中核工場）に整備する機器（マシニングセンタ、CNC旋盤、炭酸ガスレーザー加工機等の工作機器類及び周辺機器） 1式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成25年3月29日（金曜日）
- (4) 納入の場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（平成24年8月24日付け沖縄県公報定期第4077号登載）により入札参加資格を有すると認められた者

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成24年9月3日（月曜日）から同月10日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 場所 沖縄県商工労働部企業立地推進課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2770

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年10月5日（金曜日）午後4時
- (2) 場所 沖縄県庁5階第3会議室

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに4(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成24年9月3日（月曜日）から同月10日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県商工労働部企業立地推進課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2770

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落

札者とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県商工労働部企業立地推進課企業誘致班  
(2) 所在地 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

11 契約の手續において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語  
(2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。  
(2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 平成24年10月5日(金曜日)午前11時  
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県商工労働部企業立地推進課企業誘致班に提出すること。  
(3) 最低制限価格 設定しない。  
(4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Articles to be purchased and quantity  
The machinery(machining center, CNC lathe, and so on) installed on the rental factory  
1 set  
(2) Delivery period and place  
To be specified on our explanatory pamphlet.  
(3) Date for bid  
October 5, 2012 (Friday) 4:00 p.m.  
(Documentation about bid sent by mail must arrive by October 5, 2012 {Friday} 11:00 a.m.)  
(4) Point of contact  
Industrial Site Promotion Division  
Department of Commerce, Industry and Labor  
Okinawa Prefectural Government  
1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 Japan  
Telephone 098-866-2770  
Email indus-pr@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成24年8月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 国際物流拠点産業集積地域高度技術製造業賃貸工場(関連工場(1号区画))に整備する機器(マシニングセンタ及びCNC旋盤) 1式  
(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。  
(3) 納入の期限 平成25年3月29日(金曜日)  
(4) 納入の場所 入札説明書による。

- 2 入札に参加する者に必要な資格 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（平成24年8月24日付け沖縄県公報定期第4077号登載）により入札参加資格を有すると認められた者
- 3 契約条項を示す期間及び場所
  - (1) 期間 平成24年9月3日（月曜日）から同月10日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
  - (2) 場所 沖縄県商工労働部企業立地推進課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2770
- 4 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 平成24年10月5日（金曜日）午後4時
  - (2) 場所 沖縄県庁5階第3会議室
- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに4(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
  - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
  - (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
  - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成24年9月3日（月曜日）から同月10日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県商工労働部企業立地推進課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2770
- 8 落札者の決定の方法
  - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
  - (1) 名称 沖縄県商工労働部企業立地推進課企業誘致班
  - (2) 所在地 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 10 契約の手續において使用する言語及び通貨
  - (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
  - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。

- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
  - ア 期限 平成24年10月5日(金曜日)午前11時
  - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県商工労働部企業立地推進課企業誘致班に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

## 12 Summary

- (1) Articles to be purchased and quantity  
The machinery(machining center & CNC lathe) installed on the rental factory  
1 set
- (2) Delivery period and place  
To be specified on our explanatory pamphlet.
- (3) Date for bid  
October 5, 2012 (Friday) 4:00 p.m.  
(Documentation about bid sent by mail must arrive by October 5, 2012 {Friday} 11:00 a.m.)
- (4) Point of contact  
Industrial Site Promotion Division  
Department of Commerce, Industry and Labor  
Okinawa Prefectural Government  
1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 Japan  
Telephone 098-866-2770  
Email indus-pr@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成24年8月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 国際物流拠点産業集積地域高度技術製造業賃貸工場(関連工場(2号区画))に整備する機器(マシニングセンタ及びCNC旋盤) 1式
  - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入の期限 平成25年3月29日(金曜日)
  - (4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告(平成24年8月24日付け沖縄県公報定期第4077号登載)により入札参加資格を有すると認められた者
- 3 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 平成24年9月3日(月曜日)から同月10日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日午前9時から午後5時までとする。
  - (2) 場所 沖縄県商工労働部企業立地推進課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2770
- 4 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成24年10月5日(金曜日)午後4時
  - (2) 場所 沖縄県庁5階第3会議室
- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに4(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成24年9月3日（月曜日）から同月10日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県商工労働部企業立地推進課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2770
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県商工労働部企業立地推進課企業誘致班
  - (2) 所在地 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 平成24年10月5日（金曜日）午前11時  
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県商工労働部企業立地推進課企業誘致班に提出すること。
  - (3) 最低制限価格 設定しない。
  - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Articles to be purchased and quantity  
The machinery(machining center & CNC lathe) installed on the rental factory  
1 set
  - (2) Delivery period and place  
To be specified on our explanatory pamphlet.
  - (3) Date for bid  
October 5, 2012 (Friday) 4:00 p.m.  
(Documentation about bid sent by mail must arrive by October 5, 2012 {Friday} 11:00

a. m.)

- (4) Point of contact  
Industrial Site Promotion Division  
Department of Commerce, Industry and Labor  
Okinawa Prefectural Government  
1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 Japan  
Telephone 098-866-2770  
Email indus-pr@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成24年8月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 国際物流拠点産業集積地域高度技術製造業賃貸工場（関連工場（3号区画））に整備する機器（マシンングセンタ、CNC旋盤等の工作機器類及び周辺機器） 1式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成25年3月29日（金曜日）
- (4) 納入の場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（平成24年8月24日付け沖縄県公報定期第4077号登載）により入札参加資格を有すると認められた者

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成24年9月3日（月曜日）から同月10日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 場所 沖縄県商工労働部企業立地推進課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2770

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年10月5日（金曜日）午後4時
- (2) 場所 沖縄県庁5階第3会議室

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時まで4(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成24年9月3日（月曜日）から同月10日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県商工労働部企業立地推進課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2770
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県商工労働部企業立地推進課企業誘致班
  - (2) 所在地 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 平成24年10月5日（金曜日）午前11時  
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県商工労働部企業立地推進課企業誘致班に提出すること。
  - (3) 最低制限価格 設定しない。
  - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Articles to be purchased and quantity  
The machinery(machining center, CNC lathe and so on) installed on the rental factory  
1 set
  - (2) Delivery period and place  
To be specified on our explanatory pamphlet.
  - (3) Date for bid  
October 5, 2012 (Friday) 4:00 p.m.  
(Documentation about bid sent by mail must arrive by October 5, 2012 {Friday} 11:00 a.m.)
  - (4) Point of contact  
Industrial Site Promotion Division  
Department of Commerce, Industry and Labor  
Okinawa Prefectural Government  
1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 Japan  
Telephone 098-866-2770  
Email indus-pr@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成24年8月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 国際物流拠点産業集積地域高度技術製造業賃貸工場（関連工場（4号及び5号区画））に整備する機器（マシニングセンタ、CNC旋盤等の工作機器類及び周辺機器）1式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成25年3月29日（金曜日）
- (4) 納入の場所 入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（平成24年8月24日付け沖縄県公報定期第4077号登載）により入札参加資格を有すると認められた者

## 3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成24年9月3日（月曜日）から同月10日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日午前9時から午後5時までとする。
- (2) 場所 沖縄県商工労働部企業立地推進課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2770

## 4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年10月5日（金曜日）午後4時
- (2) 場所 沖縄県庁5階第3会議室

## 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに4(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じにする契約を1回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

## 6 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。

## 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

## 8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成24年9月3日（月曜日）から同月10日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県商工労働部企業立地推進課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2770

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地



- (1) 名称 沖縄県商工労働部企業立地推進課企業誘致班  
 (2) 所在地 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手續において使用する言語及び通貨  
 (1) 言語 日本語  
 (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項  
 (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。  
 (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
 ア 期限 平成24年10月5日(金曜日)午前11時  
 イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県商工労働部企業立地推進課企業誘致班に提出すること。  
 (3) 最低制限価格 設定しない。  
 (4) その他 詳細は、入札説明書による。

## 13 Summary

- (1) Articles to be purchased and quantity  
 The machinery(milling machine, lathe and so on) installed on the rental factory  
 1 set
- (2) Delivery period and place  
 To be specified on our explanatory pamphlet.
- (3) Date for bid  
 October 5, 2012 (Friday) 4:00 p.m.  
 (Documentation about bid sent by mail must arrive by October 5, 2012 {Friday} 11:00 a.m.)
- (4) Point of contact  
 Industrial Site Promotion Division  
 Department of Commerce, Industry and Labor  
 Okinawa Prefectural Government  
 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 Japan  
 Telephone 098-866-2770  
 Email indus-pr@pref.okinawa.lg.jp

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年8月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年10月26日 沖縄県指令士第930号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名久米原299番1及び299番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平355番地 米田義克
- 5 検査済証番号 平成24年8月10日 第3016号
- 6 工事完了年月日 平成24年7月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年8月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年11月24日 沖縄県指令士第978号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字宜次461番4

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市宇栄原3丁目32番11号コーラルハウス502 久手堅憲作
- 5 検査済証番号 平成24年8月15日 第3017号
- 6 工事完了年月日 平成24年7月5日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年8月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察遺失物管理システム装置の賃貸借（設置及び設定業務を含む。） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成24年8月9日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社国建システム 沖縄県那覇市久茂地1丁目2番20号
- 5 落札金額 39,690,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成24年6月29日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年8月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察用航空機エンジン 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成24年7月27日
- 4 落札者の名称及び所在地 日本エアロスペース株式会社 東京都港区南青山一丁目1番1号
- 5 落札金額 82,267,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成24年6月15日

## 訓 令

### 沖縄県訓令第45号

知 事 部 局

沖縄県副知事の担任事項を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年8月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

#### 沖縄県副知事の担任事項を定める規程の一部を改正する訓令

沖縄県副知事の担任事項を定める規程（平成23年沖縄県訓令第47号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 出納事務局に関する事項

第1条第2号キ中「前号カ」を「前号キ」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成24年8月24日から施行する。

## 公 安 委 員 会 事 項

沖縄県公安委員会告示第101号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成24年 8月24日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	平成24年10月1日（月曜日）から同月5日（金曜日）まで	午前9時から午後5時（平成24年10月5日にあつては、午後3時）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第5教室
	【 <b>考査</b> 】10月5日（金曜日）	午後3時20分から午後5時まで	

(2) 追加取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	平成24年10月4日（木曜日）及び同月5日（金曜日）	午前9時から午後5時（平成24年10月5日にあつては、午後3時）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第5教室
	【 <b>考査</b> 】10月5日（金曜日）	午後3時20分から午後3時55分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 25人
- (2) 追加取得講習 25人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第3号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。
  - ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
  - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
  - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
  - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
  - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に合格した者

オ 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

#### 5 受講申込みに必要な書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習

(ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

(ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

#### 6 受講申込手続等

(1) 受付期間

ア 新規取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成24年9月3日（月曜日）から同月7日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

イ 追加取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成24年9月5日（水曜日）から同月11日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料38,000円又は追加取得講習手数料14,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話番号 (098) 862-0110 (内線3054、3055) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課 (係)

---

## 収 用 委 員 会 事 項

---

沖縄県収用委員会告示第76号

使用しようとする土地 宜野湾市字伊佐上原766番

土地所有者 宮城ケネートウ 住所不明 ただし、最後の住所金武村字金武283番地

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

記

駐留軍用地使用裁決申請等事件（普天間飛行場（その2））に係る平成24年8月15日付け審理の開催についての通知書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成24年9月14日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年8月24日

沖縄県収用委員会

発 行 所  
沖 縄 県 総 務 部  
総 務 私 学 課  
電 話 098-866-2074

印 刷 所 有 限 会 社 金 城 印 刷  
〒901-0305 糸 満 市 西 崎 町 五 丁 目 9 番 16 号